

第3章 法人の把握及び異動に関する事務
第2節 異動事由別の事務

第2節 異動事由別の事務

- 1 設立
- 2 増資による所管及び転入
- 3 減資による移管及び転出
- 4 合併
- 5 除却及び復活
- 6 納税地指定
- 7 所管指定
- 8 その他の異動

1 設立



(1) 調査管理課における事務

- イ 「法人管理」業務の「異動連絡情報確認」機能から「異動連絡データ確認入力」処理を選択し、更に「異動連絡データ確認入力」画面の異動分類「個別管理異動」を選択の上、「異動連絡データ一覧表（個別）」画面から当該異動を選択して異動確認入力を行う。（端末機操作要領6・2・1）
- ロ 異動確認入力を了した後、「法人管理」業務の「異動連絡情報確認」機能から「異動連絡せん出力」処理を選択して出力指示を行い、「異動連絡せん」を出力する。（端末機操作要領6・2・2）

なお、複数の異動確認入力を処理する場合は、一括して「異動連絡せん」を出力することとして差し支えない。

- ハ 出力した「異動連絡せん」（部門用）を異動関係書類とともに調査担当部門に回付する。

なお、異動関係書類の送付が遅れている場合は、「異動連絡せん」にその旨を付記し、写しを調査担当部門に交付する。その後、署管理運営部門又は業務センター【納管】（以下この節において「センター等」という。）から当該異動関係書類が送付された場合は、出力済の「異動連絡せん」により出力内容を確認し、当該連絡せんとともに異動関係書類を調査担当部門に回付する。

(2) 調査担当部門における事務

- イ 内国法人

調査管理課より回付された異動関係書類に基づき税歴簿及び行政文書仮保管ファイルを作成し、異動関係書類を整理・保管する。

また、設立の届出書と同時に「青色申告の承認申請書」が提出されている場合は、調査管理課から別途回付されるので第10章「諸申請事務」に定めるところにより処

第3章 法人の把握及び異動に関する事務

第2節 異動事由別の事務

その事情を相手局に連絡し、しかるのちに進達意見書の作成を行う。

ロ イによる連絡を受けた局は、進達意見書の送達を待たず、直ちに自局での検討に着手し、進達の早期処理を期する。

(注) 「緊急に処理を要するもの」には、例えば、調査回避を意図にして本店を移転させたもの等のほか、法人から陳情書が提出されたもので相当の理由が認められるものも窓口事務の改善の趣旨から、これに含まれることに留意する。

7 所管指定

FLOW

所管指定とは次の①から③の指定に伴う事務をいう。

① 「調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令」(昭和24年6月1日大蔵省令第49号)の第1項第1号により、資本金額又は出資金額(以下この節において「資本金額等」という。)が1億円(沖縄国税事務所においては5千万円とする。以下同じ。)以上である法人(当該法人が次のイ又はロに掲げる法人である場合には、それぞれ次に定める法人をいう。以下①において同じ。)のうち国税庁長官又は国税局長が特に税務署において法人税の調査をさせる必要があると認める法人の指定(以下この節において「1号ただし書指定」という。)

イ 法第2条第12号の7の2に規定する通算法人に係る同条第12号の6の7に規定する通算親法人の資本金額等が1億円以上である場合における通算法人

ロ 令和2年旧法第2条第16号に規定する連結申告法人に係る同条第12号の6の7に規定する連結親法人の資本金額等が1億円以上である場合における連結申告法人

② 同省令の第1項第2号により、資本金額等が1億円以上である法人のうち国税庁長官又は国税局長が特に税務署において消費税の調査をさせる必要があると認める法人の指定(以下この節において「2号ただし書指定」という。)

③ 同省令の第1項第4号により、資本金額等が1億円未満である法人のうち国税庁長官又は国税局長が特に調査課において法人税又は消費税の調査をさせる必要があると認める法人の指定(以下この節において「4号指定」という。)

なお、1号又は2号ただし書指定及び4号指定を行うに当たっては、法人の実情に応じて真に調査課が管理・調査すべき大規模法人を所管するよう、法人課税課と協議の上、局署間の最適な事務量配分に配意しつつ、不斷に見直していくことに留意する。

ただし、医療法人等に係る所管区分上の資本金額の判定については、次のとおりとする。

① 社団たる医療法人で持分の定めのあるものについては、その資本金額等が1億円以上であるかどうかは社員の払込済出資額の合計額によって判定する。

(注) 1 資本金額が登記事項となっていない合名会社、合資会社及び監査法人に係る「資本金額」の判定についても同様であることに留意する。

2 社団たる医療法人についても持分の定めの有無は、その定款の規定によって

第3章 法人の把握及び異動に関する事務
第2節 異動事由別の事務

判定することに留意する。

② 財団たる医療法人及び社団たる医療法人で持分の定めのないものについては、同省令の第1項第4号の規定により調査課所管法人として指定する場合を除き税務署所管法人となる。

(注) これらの医療法人については、たとえ貸借対照表の資本の部に「資本金」等の名称による金額の表示があっても税法上の資本金額はないことに留意する。

(1) 所管指定法人進達書の回付

調査管理課は法人課税課から「税務署所管法人に指定する進達書」又は「調査課所管法人に指定する進達書」(以下「所管指定法人進達書」という。)の送付を受けた場合は、「所管指定事務整理簿」に記載し調査担当部門に回付する。

(2) 所管指定法人調等の作成

調査担当部門は次の①～③の法人について、所管指定又は解除が必要と認められる場合は「所管指定法人調」及び「理由書①～④」を作成し調査管理課に提出する。

また、調査管理課から「所管指定法人進達書」の回付を受けた法人については、所管指定が必要かどうか判定した上で「理由書④」を作成し、調査管理課に提出する。

- ① 税務署所管法人のうち、事業規模、取引形態等から調査課所管法人とすることが適當と認められる法人
- ② 調査課所管法人のうち、事業規模、取引形態等から税務署所管法人とすることが適當と認められる法人
- ③ 所管指定を受けている法人のうち、事業規模、取引形態等から所管指定を解除することが適當と認められる法人

所管指定の運用基準	
1号又は2号ただし書指定	4号指定
<p>資本金5億円未満かつ売上げ100億円以下の法人で、以下のイ～ニのいずれかに該当する法人。</p> <p>イ 同族グループ法人 署で管理する特定の同族グループに属する法人で、署で一体的に管理・調査することが効果的と認められる法人 ⇒ 署では同族法人の管理を重点的に実施しており、署所管法人が基幹法人となっているグループなどについては、こうした管理体制の下で、法人の管理・調査の充実を図っていくことが効果的</p>	<p>以下イ～ホのいずれかに該当する法人。</p> <p>イ 移転価格問題法人 移転価格の実地調査や事前確認を要する法人 ⇒ 移転価格調査や事前確認事務は通常の法人調査と異なり、調査に当たって特異な調査手法やノウハウが必要であるほか、調査も長期にわたることから、調査課で対応することが効果的 なお、移転価格問題法人について、法人課税課から所管指定法人進達書の</p>

第3章 法人の把握及び異動に関する事務

第2節 異動事由別の事務

<p>□ 課税の権衡配意法人</p> <p>課税の権衡上・署所管とすることが適當と認められる法人</p> <p>⇒ 署に大多数の法人が集中している業種の法人や特定の地域に集中して同一業種を営む法人については、調査ノウハウの集約や業種別指導等の観点から、署で一括して管理することが適當</p> <p>△ 署高階級相当法人等</p> <p>事業活動の範囲が比較的狭い地域に限定され、事業規模もさほど大きくなないので、資料情報の収集の観点からも署での調査が効果的な同族法人等</p> <p>⇒ 取引先に署所管法人が大多数を占めるなど、事業所数も少なく、地域に密着して活動しており、事業規模も署所管法人と類似し、同一業種の多い同族法人等については、署で全体的な権衡に配意しつつ調査することが効果的</p> <p>△ 署所管連結（通算）グループ法人</p> <p>署所管連結（通算）グループの調査課所管子法人</p> <p>⇒ 署で一体的に管理・調査することが効果的</p>	<p>回付を受けた場合は、速やかに所管指定の処理を行う。</p> <p>□ 大規模な広域活動法人</p> <p>売上規模が極めて大きく、かつ、事業活動が全国に展開している法人</p> <p>⇒ 資本金額は少ないものの事業規模が極めて大きく、かつ、事業活動が全国に展開している法人については、相当数の調査日数を投入した深度ある調査に加え、事業所等に対する機動的な調査も必要であることから、調査課で対応することが効果的</p> <p>△ 系列法人</p> <p>上場企業等の資本系列あるいは取引系列に属する法人</p> <p>⇒ 上場企業等の子会社等で、事業規模も大きく、関連者間の取引が多い法人は、調査課で親会社と一体的に管理・調査することが効果的</p> <p>△ 複雑かつ困難な海外取引法人</p> <p>複雑な海外取引を行い、売上規模が大きく、かつ、署で対応困難な法人（地方局）</p> <p>⇒ 海外取引法人のうち、署で対応困難な複雑な取引を行っている法人については、要員を配置し、調査のノウハウも有する調査課で調査を行うことが効果的</p> <p>△ 調査課所管連結（通算）グループ法人</p> <p>調査課所管連結（通算）グループの署所管子法人</p> <p>⇒ 調査課で一体的に管理・調査することが効果的</p>
--	--

(3) 指定及び解除

調査管理課は調査担当部門から提出された「所管指定法人調」及び「理由書」に基づき法人課税課と協議の上、法人の税務リスクを勘案し、指定又は解除の発議を行い、局長までの決裁を了した後、所管指定又は所管指定解除を行う法人については「税務

第3章 法人の把握及び異動に関する事務
第2節 異動事由別の事務

署所管法人の指定通知書（指定解除を行う場合はこの様式を訂正して使用する。）又は「調査課所管法人の指定通知書」（指定解除を行う場合はこの様式を訂正して使用する。）を発送するとともに通知書の写しを所轄税務署長に通知する。

また、所管指定（解除）を行った法人についてイ以下の処理を行う。

なお、法人課税課から所管指定法人進達書の回付を受けた法人について不指定又は解除を行う場合は所管指定を行わない旨を所轄税務署長に送付する。

イ 4号指定及び1号又は2号ただし書指定解除

「所管指定事務整理簿」を整理し、「法人管理」業務の「所管指定入力」機能から「1・2号ただし書指定解除登録」処理又は「4号指定登録」処理を選択して1・2号ただし書指定解除入力又は4号指定入力をを行い、「異動連絡せん」を出力（端末機操作要領6・8）し、2「増資による所管及び転入」に準じて処理する。

出力した「異動連絡せん」（管理課用）により入力内容を確認する。

ロ 4号指定解除及び1号又は2号ただし書指定

「所管指定事務整理簿」を整理し「法人管理」業務の「所管指定入力」機能から「1・2号ただし書指定登録」処理又は「4号指定解除登録」処理を選択し、1・2号ただし書指定入力又は4号指定解除入力をを行い、「異動連絡せん」を出力し、3「減資による移管及び転出」に準じて処理する。

出力した「異動連絡せん」（管理課用）により入力内容を確認する。

(4) 所管指定後の事務

イ 4号指定法人に異動事項があった場合

調査管理課は各異動事由別の事務を行う。

なお、次に該当する場合には、所管指定の効果は消滅するので留意する。

① 局長が所管指定を行った法人が他局に転出した場合

② 4号指定した法人の資本金額又は出資金額が1億円以上になった場合

ロ 1号又は2号ただし書指定法人に異動事項があった場合

調査管理課は、税務署から送信される異動連絡データを定期的に確認する。

なお、次に該当する場合には所管指定の効果は消滅するので、留意する。

① 局長が所管指定を行った法人が他局に転出した場合

② 1号又は2号ただし書指定した法人の資本金額又は出資金額が1億円未満になった場合

(注1) イ①及びロ①の転出については、長官が行う納税地指定又は指定解除による転出を含む。

(注2) 所管指定の効果は消滅するが、所管指定解除通知書を法人に対して発送はしない。